

鳥取県告示第456号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定による移入の禁止に係る県外の区域等の指定を次のとおり解除し、適用するので、同規則第6条第3項の規定により告示する。

平成22年7月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定を解除する県外の区域及び家畜等

1 平成22年7月2日から適用する区域等

- (1) 平成22年鳥取県告示第320号（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について）で指定した県外の区域（1の(3)に掲げる区域に限る。）及び家畜等
- (2) 平成22年鳥取県告示第418号（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について）で指定した県外の区域（1の(2)、(5)及び(9)に掲げる区域に限る。）及び家畜等

2 平成22年7月3日から適用する区域等

- (1) 平成22年鳥取県告示第387号（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について）で指定した県外の区域（1の(6)に掲げる区域に限る。）及び家畜等
- (2) 平成22年鳥取県告示第418号（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について）で指定した県外の区域（1の(8)に掲げる区域に限る。）及び家畜等